

令和元年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第5日（令和元年9月24日）

議事日程（第5号）…………… 109

日程第1 議案第41号 宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟  
建設工事（建築工事）請負契約の締結について…………… 111

令和元年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第5号)

令和元年9月24日

午前11時開議

日程第1 議案第41号 宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟建設  
工事(建築工事)請負契約の締結について

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君
教育	長	奥村 博巳 君
総務部	長	奥谷 明 君
健康福祉部	長	久野村 観光 君
建設事業部	長	野田 泰生 君

まちづくり整備推進	黒川剛君
担当部長	
教育部長	光嶋隆君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	矢野里志君
税住民課長	馬場浩君
介護医療課長	廣島照美君
健康児童課長	立原信子君
建設環境課長	谷出智君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	垣内清文君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
学校教育課長	岩井直子君
社会教育課長	清水清君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

---

開 会 午前 11 時 00 分

○議長（谷口 整） 皆さん、決算特別委員会に引き続きご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（谷口 整） 日程第 1、議案第 41 号 宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟建設工事（建築工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 議員の皆様におかれましては、先刻まで決算特別委員会におきまして総括審査を賜り、まことにありがとうございました。本日は、引き続き本会議を開催いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

今回、追加上程をさせていただきます議案第 41 号、宇治田原町保健センター・地域子育て支援センター棟建設工事（建築工事）請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

本件工事につきましては、現在施工中であります新庁舎本庁舎棟の建設工事にあわせて、隣接地に現在の保健センター機能及び地域子育て支援センター機能を集約し、一体的な施設として新築するもので、9 月 19 日に一般競争入札を行いました。この入札の結果、1 億 2,906 万円で株式会社ナカタが落札し、9 月 20 日に仮契約を締結したところでございます。この仮契約は、今回の本議案をご可決いただきました後に、本契約として成立するものでございます。

つきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づく工事の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、新庁舎の整備に関しましては、これまでより町内関係業界の要望を頂戴し、また、議会からの後押しもいただく中で、町内業者の皆さんに受注いただけるよう分離発注に努めたところでございます。しかしながら、結果として複数社の入札参加をいただけなかったことは非常に残念な思いではありますが、今後は受注業者とともに工期内の完成に向け、精いっぱい努力してまいり所存でございますので、本議案につきましてよろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、議案第41号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 本議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号を総務建設常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認め、ただいま申し上げましたとおり、本議案につきましては、総務建設常任委員会に付託をすることに決定をいたします。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

次回は9月27日午前10時より会議を開きますので、ご参集いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

お疲れさまでした。

散 会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 垣 内 秋 弘

署 名 議 員 松 本 健 治